

実践労働基準法教室

～労務管理の落とし穴となりやすいポイントと対策を重点解説します～

主催 (一社) 三田労働基準協会・渋谷労働基準協会 (幹事)
(一社) 品川労働基準協会・(一社) 大田労働基準協会

日時	平成25年11月20日(水)13:30～16:30 開場・受付開始 13:00
場所	渋谷区立商工会館 2階大研修室 (渋谷区渋谷 1-12-5 裏面参照)
内容	<p>1.改正労働契約法等の法改正情報 (13:30～13:40)</p> <p>2.法令違反、労使紛争になりやすいポイントと対策 (13:40～16:15)</p> <p>①募集・採用 ◆募集時に明示する条件は職業対策法、職安法に抵触しないように注意◆募集時の個人情報の取り扱いは要注意 ◆採用内定取消しができる場合とは?</p> <p>②労働契約の締結 ◆労働契約とは?◆書面主義でトラブルを防ごう ◆労基法違反とならないための労働条件明示◆労働契約に盛り込むと良いこと、盛り込んではいけないこと</p> <p>③入社・試用 ◆身元保証書の注意点 ◆誓約書を交わそう ◆労働者名簿の作成を忘れずに ◆試用期間、本採用拒否の法的性質を理解する ◆問題がある試用社員に対して必ず行なうべきこと</p> <p>④労働時間管理 ◆労働時間の定義を再確認しよう ◆36協定のポイント ◆管理監督者の要件とは? ◆出勤簿と賃金台帳は労基法上の要件を満たしているか? ◆タイムカードと自己申告制</p> <p>⑤休職 ◆休職制度を運用する際の注意点 ◆休職から復職に至るまでの流れを整備しよう</p> <p>⑥残業代 ◆残業代における要注意ポイントと対策</p> <p>⑦服務規律・懲戒処分・人事異動 ◆労使トラブルが生じやすいポイントと対策</p> <p>⑧退職・解雇 ◆円満な退職のポイント ◆退職勧奨の注意点 ◆解雇が有効とみなされるためには? ◆有期雇用労働者の雇止めがトラブルになるのは?その回避策とは?</p> <p>3.質疑応答 (16:15～16:30)</p>
講師	<p>特定社会保険労務士 坂井 求氏 (社会保険労務士法人坂井事務所 代表社員)</p> <p>特定社会保険労務士 佐藤大輔氏 (社会保険労務士法人坂井事務所)</p>
受講料	会員 3,000円 会員以外 5,000円
定員	100名
申込方法	<p>①受講申込：裏面「申込書」により、三田労働基準協会あて Fax(03-3451-7692)して下さい。</p> <p>②申込受付と受講料の振込：受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします。受講料は受講票到着後2週間以内(到着から11月13日まで2週間ない場合は11月13日(水)まで)に次の銀行口座にお振込み下さい(振込手数料はご負担願います)。</p>
申込先	<p>・銀行名：三菱東京UFJ銀行田町支店 ・口座番号：普通預金 0397963</p> <p>・口座名義：一般社団法人 三田労働基準協会 ・名義人住所：港区芝4-4-5</p> <p>振込人名の前に講習会月日を記入ください(例1120 マルマルカイシャ等)</p>
	<p>③受講の取消：11月13日(水)までの取消しは受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おきください。</p> <p>④受講者は、Fax された受講票を当日持参し受付にご提出ください。</p>
問合先 その他	<p>(一社)三田労働基準協会 電話 03-3451-0901 Fax03-3451-7692</p> <p>URL http://www.mita-roukikyo.or.jp</p> <p>この講習は城南労働基準協会協議会(三田労働基準協会、渋谷労働基準協会、大田労働基準協会、品川労働基準協会)の共催により開催し、幹事協会は渋谷労働基準協会です。上記4協会の会員は会員価格です。</p>